

各 位

会 社 名 株式会社サトウ産業
(コード番号 3450 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 佐藤 明郎
問合せ先 取締役総務部長 大野 智美
T E L 025-520-2288
U R L <https://www.sato-san.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月2日開催の取締役会において、2022年5月18日開催の当社第48期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。(現行第15条)
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。(変更案第15条)
- ③書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第16条)
- ④上記の新設・削除に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 16 条～第 36 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供処置をとるものとする。</p> <p>(書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定)</p> <p>第 16 条 当社は、前条の処置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 17 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 15 条 (株主総会参考書類等の電子提供)、第 16 条(書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>第 2 条 前項の規定にかかわらず、施工日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p>

(新 設)	<u>第 3 条 本附則は、施工日から 6 か月を経過した日 または前項の株主総会の日から 3 か月を経過し た日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
-------	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 5 月 18 日
定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 18 日

以 上